



出張報告書

令和 7 年 10 月 24 日

尼崎市議会議長 様

会 派 名 無所属
代表者氏名 やはた オカン
出張者氏名 やはた オカン

このたび、出張しましたので、次のとおり報告します。

1 出張期間 令和 7 年 10 月 20 日から令和 7 年 10 月 20 日まで

2 結果の概要

用務先 リファレンス 西新宿大ビル	報告事項 (この欄には要点を箇条書きにし詳細事項がある場合は別紙添付) 1 議員活動新人研修 2 3 4 5
添付書類 ☐ 出張報告書 ☐ ☐ ☐	備考

3 届出事項の変更等 ☒ なし ☐ あり (内容は裏面に記載)

旅費の精算

☒ 精算額は、令和 7 年 9 月 1 日届け出た額 (30,240円) と同一額である。

☐ 届出事項の変更等により、別途精算する。(精算額は裏面に記載)

(裏面)

届出事項の変更等の内容

変更等の事項と理由

支 出 額	
精 算 額	
支出 差引 額 戻入	

変更前と後の日程

月	日	日	日	日	日	日	日
前 発着地							
後							
前 経 路							
後							
前 用務先							
後							
前 宿泊先							
後							

新人議員研修 東京



🏠 1日通しで5,000円

🕒 途中参加、途中退出自由

👥 今まで5,000人の議員が受講した新人向けセミナー

📌 当選後の議員人生を左右するので必ず受講ください！！

一回参加した新人議員も参加可能

同行する先輩議員も参加可能

参加者満足度、脅威の96%

わからないことがわかった。

自分の街だけのルールだと知った。

財政の大事さを理解できた。

10月6日(月) / 10月20日(月)

▶ 10:00~12:30

議員活動新人研修1

- 1期目に絶対に注意してほしいこと
- セミナーで一番多い質問の共有
- 職員からみた議員の見え方
- 先輩議員に教えてもらおうとダメになる例
- 基礎知識としての財政のポイント

10月6日(月) / 10月20日(月)

▶ 13:30~16:00

議員活動新人研修2

- 相手を知り自分を知る
～役所の仕組みと予算のスケジュール
- 議会と議員が出来ること出来ないこと
- 質疑や質問の組み立て方
- 先進事例を自分の街で質問することの問題点
- 過去5,000人が聞いた
役所を動かす質問の仕方の必須要件

川本 達志 かわもと たつし 元・廿日市市副市長

1956年広島県生まれ。九州大学法学部卒。広島県庁において、公務員労務、基礎自治体の行財政指導、契約法務、県財政の健全化計画の策定などに従事。2005年4月に広島県廿日市市に移り、分権政策部長を経て2008年1月副市長就任。市の行政経営システム改革、中期財政運営方針の策定、廿日市市協働によるまちづくり基本条例策定などにあたる。副市長在職中は広島県立大学大学院修了。2011年12月退職。2012年3月から株式会社野村総合研究所 上級コンサルタント。2014年4月に独立。
著書に「地方議員のための役所を動かす質問のしかた」(2017.7学陽書房)



① 電話番号、FAX
メールアドレスが変わりました！

FAX: 050-6875-7448

※申し込みはFAXまたはメールにて

お申込み後、一両日中に事務局よりFAXまたはメールにて【受講確認書】を送付いたします。
【受講確認書】に従い、事前に口座へお振込みください。



メール申し込み

chihogiken@h3o.works



FAX申し込み

申込書に必要事項を明記し、
参加される講座をお選びいただき ☐ チェックを入れて
FAXで050-6875-7448宛にお送りください。

	10.6 (月)	10.20 (月)
10:00~12:30 議員活動新人研修1	☐	☐
13:30~16:00 議員活動新人研修2	☐	☐

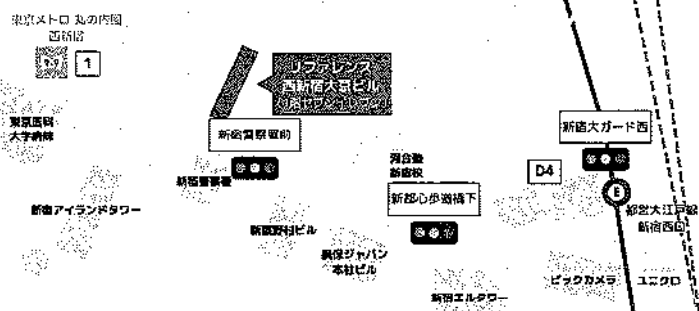
開場時間は午前は9時30分、午後は13時からになります。
お時間前の来場は入室できないことがありますのでご注意ください。

お名前	フリガナ	貴議会名	(期目)
電話番号	() —	FAX番号	() —
メールアドレス			
領収書のご宛名			
※領収証はセミナー終了後、メールにて送付致します。			
☐ 当日不参加（資料・USB動画データ・領収書郵送希望） 動画データの無断転載はしないことに同意して申し込みます。 ※定員がございましたので、チェックされた方は来場されてもお断りさせていただきます。 必ず欠席される方のみチェックしてください。 ※現場での講演を優先していますので画質、音声の品質は保証いたしかねます。	郵送サービスご希望の方は チェックしてください		
郵送先住所 ※郵送ご希望の方は ご記入ください	〒 —		

東京会場

リファレンス西新宿大京ビル

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目21-3



受講料

1日通して 5,000円

① キャンセルは7日前までのご連絡をお願いいたします。

受講料は【受講確認書】到着後、
事前のお振込みをお願いいたします。

お問合せ

地方議員研究会

TEL: 050-1089-9835

FAX: 050-6875-7448

メール: chihogiken@h3o.works

住所: 〒221-0042
神奈川県横浜市神奈川区浦島町362-28



◎東京メトロ丸の内線【西新宿】駅 1番出口 徒歩1分
◎都営大江戸線【新宿西口】駅 D4出口 徒歩8分

出張報告書

尼崎市議会議員 やはた オカン

日時：10月20日（月）10：00～16:00

会場：リファレンス西新宿大京ビル

講師：川本 達志 氏 （元・廿日市市副市長）

『議員活動新人研修』

【概要】

- ・何のために議員になったのか
- ・自己認識：議員の役割と責任
- ・課題の発見と仮説の提案
- ・財政制度と予算の理解

1 期目にやる事と注意

首長は提案と執行に携わり、議員は対話と討論・調査そして意思決定に携わる。

地方自治法

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第89条 普通地方公共団体に、その議事機関として当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。

②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

議員は、討議と意思決定を役割とする代表機関（議会）の構成員であり、首長と同様に「住民福祉の増進」（地方自治法第1条の2）という目的を実現するために、議会内で主に調査と意思表明を職務とする（非常勤特別職）公務員である。役所の外の人ではなく行政の意思決定を担う行政の中の人であると認識すること。

議会の権限と権威について

議員活動の根拠は、議員によって構成される議会が予算・条例等を議決する権限を持つ代表機関であることにある。

この代表機関としての権限を行使するために、議員は住民の意見を聴き問題ある現状について調査し、執行部に対して質問・質疑をして意思決定を行い、必要な場合は最適な解決方法を考えて提案する。

議会の権威とは、「議会が市民から信頼されている」ということであり、その信頼は議員が正当な議員活動をしていることから生まれる。正当な議員活動とは、議員が行政に関する適切な専門知識を持ち、法や倫理に従って活動すること。

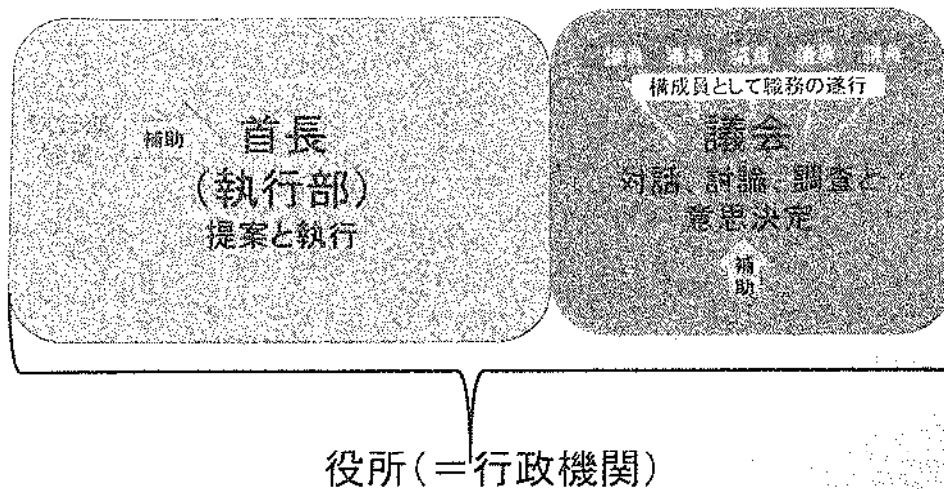
一般質問は、議員活動の主要なものであり住民福祉の増進（地方自治法1条の2）につながる成果を上げることによって、議会の権威を保たなければならない。

また、不適切な質問は権威を貶める機会にもなりうるので、十分な調査と学習が必要である。

行政内で重要な役割を担う議員として「自主的かつ総合的に」職務を遂行するために

- ・ 地方自治とは行政とは何か
- ・ 地方財政の仕組みはどのようなになっているか
- ・ 議決機関である議会とはどのようにしてその機能を発揮するのか
- ・ 議員として発揮できる機能は何か、より効果的に発揮するために何が必要か
- ・ 首長（執行部）はどのようにして政策決定し、職員はどのような仕事をしているか

上記の多くは地方自治特有の法律的な知識であり、これらを知る必要がある。



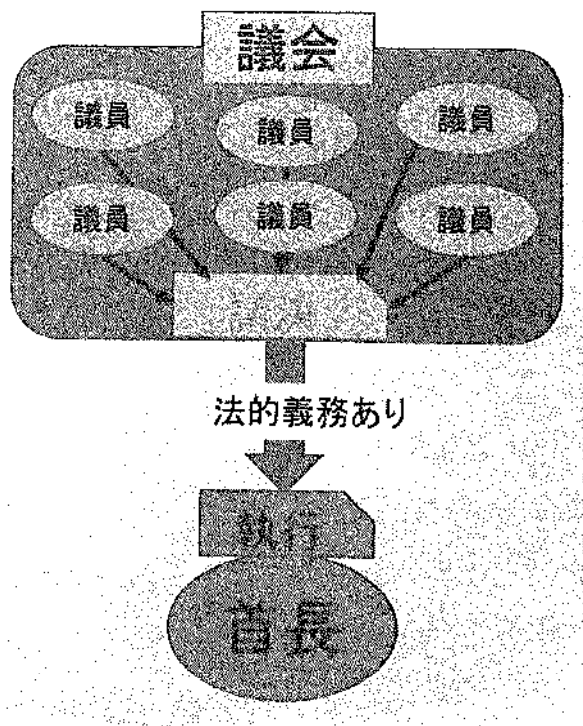
(2)地方議員として最低限必要な基礎知識(ルール)

地方自治の本旨	憲法の基本理念、憲法上の地方自治の意義(住民自治と団体自治)
地方公共団体の事務	自治事務と法定受託事務
議会権限	条例、予算等の議決権、議決事項の追加、検査権・監査請求権、調査権、不信任決議、意見書の提出、会議規則の制定、請願の処理、議員の辞職の許可、議員の懲罰等
本会議	定例会、臨時会、議長及び副議長、公開
委員会	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、公開
活動範囲	全員協議会、各派代表者会議、正副委員長会議等
報酬、政務活動費	報酬の決定、政務活動費の収支報告
議員、委員会の議案提出権・修正動議権	条例案、予算修正案等提出要件
解散	不信任決議の場合、住民による解散請求、自主解散
議員の身分	関係私企業からの隔離、政治倫理条例
議会事務局	組織と役割

3

多元主義と一体性	首長・委員会・委員、首長の総合調整権
長の多選制限の動き	法律、条例による制限
長の権限	包括的事務処理権限、議案提出権、事務の委任と配分、公共的団体の監督
長の内部組織編成権	課・係設置、人事
長の補助機関	副知事、副市町村長、会計管理者、専決
長と議会との関係	不信任議決と解散、一般的拒否権、特別拒否権、議会出席義務、専決処分
委員会及び委員	教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、土地収用委員会、監査委員等
選挙権	選挙権と被選挙権の要件
直接請求	条例の制定改廃請求、事務監査請求、議会の解散請求、解職請求
住民の権利義務	住民監査請求の対象、期間制限、対象の特定、住民訴訟の出訴期間等
住民参加	住民投票制度
公の施設の利用権	条例主義、指定管理者、目的外使用
義務	地方税、使用料、手数料、受益者負担金等

9



有効な議員活動

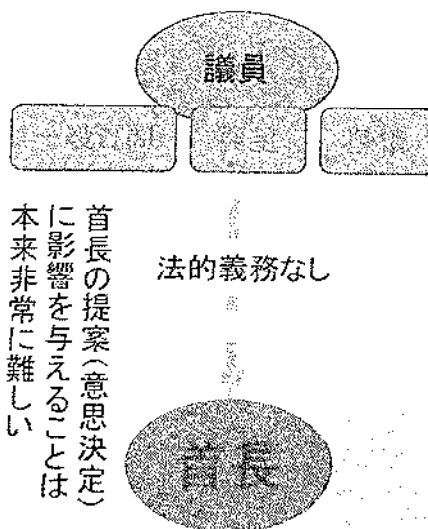


議会の議決（意思決定）



すなわち有効な議員活動は行政へ影響を与える力となる

地方議員活動のフィールドは様々な
ルールで成り立っている。
地方自治制度、地方議会制度、
地方財政制度、地方公営企業制度
地方公務員制度等、そのフィールド
上で課題を解決していくのが
議員の役割である。



基礎知識としての予算・財政のポイント

予算編成の原則（住民自治の具現化）

『会年度独立の原則』

- ・ 地方自治法 208 条 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに当てなければならない。
- ・ 例外として〔繰越明許費〕

『統計予算主義・事前議決の原則』

- ・ 地方自治法 210 条 一切の収支は予算に編入しなければならない。
- ・ 予算案は、年度開始前に首長が作成し、議会が議決しなければならない（財政民主主義を担保）

上記の原則から、予算編成は該当年度の歳入の総額を見込み、すべての歳出を決定し、議会に提案することになる。＝入りを計りて出づるを制する。

予算とは何か？

予算とは、1 年間に実施する事業を「財源」（歳入）と「事業計画」（歳出）の両面から表したもので、それらの事業の束が予算の「款」や「項」である。

予算とは、「財政計画」であり、今後の運営計画の初年度分計画である。

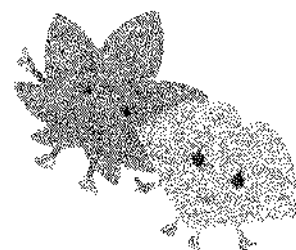
予算とは、「規範」であり首長と議会の活動を拘束するものである。

最低限知っておくべき予算のルール

予算議決は「予算書」＝「款・項」まで

目・節は説明資料＝「歳入歳出事項別明細書」

歳入は「性質別」、歳出は「目的別」で分類



予算審議とは

「財源（特に一般財源）」を確認し、「事業計画」（歳出）を、必要性、効率性、有効性の視点から審議するもの。

「事業計画」の内容である「事務事業」が適切かを審議する。

予算審議の視点

歳入（財源）→来年度の一般財源歳入はどれくらい確保されるか。

- ・地方交付税制度の下では、基本的に必要な財源は保障されているが、税収による増減があるのでどれだけの変動があるか。財政調整基金からの繰入れが予定されている場合は、残高はどうか。

歳出（事業計画）→来年度直面する課題、長期的に対応すべき課題に的確に予算配分がなされているか。成果はみこめるか。財政状況によって、対応できる範囲は変化する。

（財政計画）→予算編成が将来の財政に与える影響はどうか。予算編成審議で見べき財政状況指標は、

- ・経常収支比率→予算編成の自由度はどれくらいあるか。
- ・実質公債費比率→借金の負担は他の支出の自由度を制約するほど大きい
か。投資は拡大か、維持か、縮小か。

「予算がない」とは？

人口減少・高齢化の現状と課題に対応した新しい施策（DX・環境・教育など）に十分な予算を配分できていますか？ できていない？＝予算がない

- ・財政の弾力性がない（収支のひっ迫）
- ・貯金がない（備えがない）
- ・政策の優先順位が低い（必要性が低い）

「予算がない」とは一般財源がないということ。

一般財源 用途が特定されず自由に使うことのできる財源(一般市・町村)

地方税(都市計画税を除く) 地方譲与税 ゴルフ場利用税交付金 利子割交付金
 地方交付税 地方特例交付金 株式等譲渡所得割交付金 交通安全対策特別交付金
 地方消費税交付金 自動車取得税交付金 配当割交付金

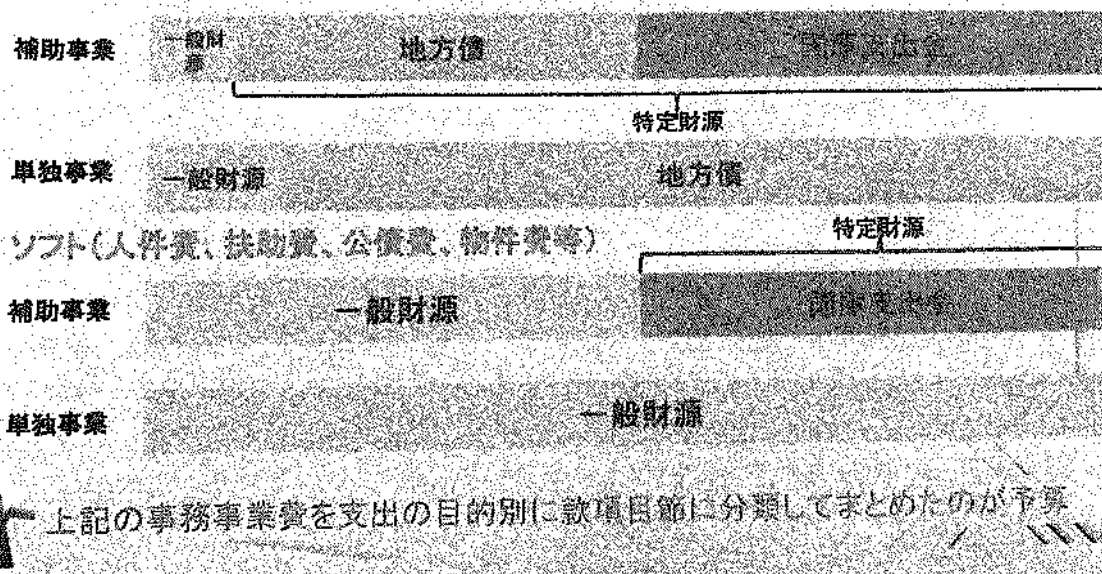
特定財源 用途が特定されている財源

分担金・負担金 財産収入(一部一般財源)
 手数料 寄附金
 国庫支出金 繰入金
 都道府県支出金 繰越金
 使用料(一部一般財源) 諸収入(一部一般財源)
 地方債

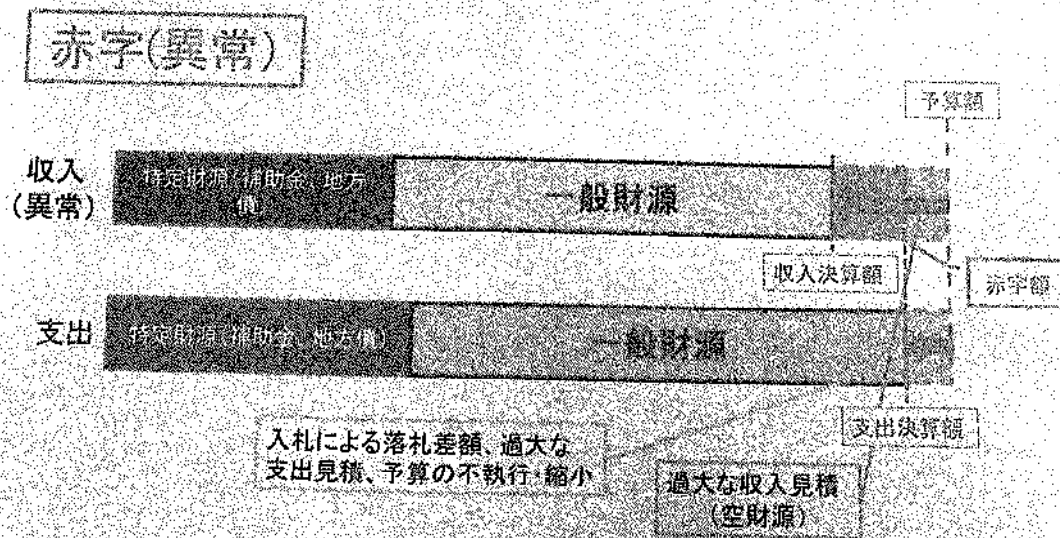
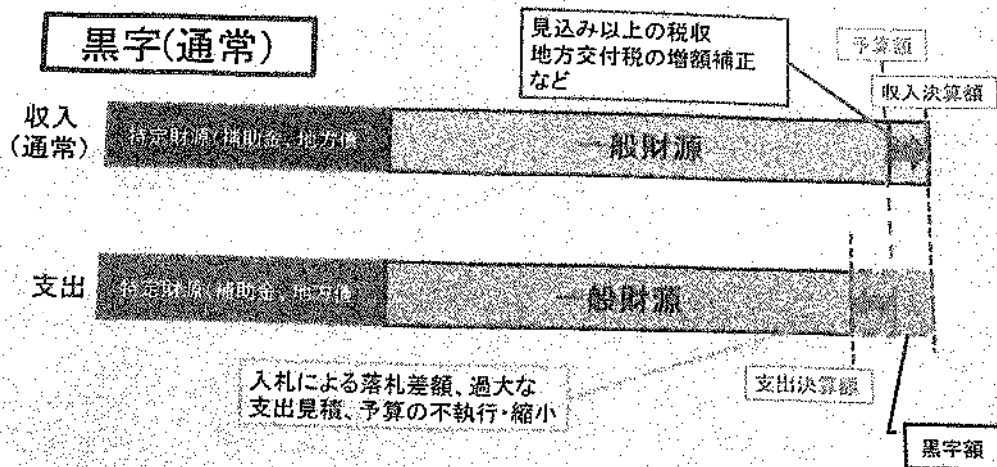
特定財源のうち、大きいのは国庫支出金、都道府県支出金、地方債だが、これらの財源は、事業に付随する(事業実施に伴い交付も決定される)ものなので、これらが「予算がない」とは言わない。

事務事業の財源のパターンは4つだけ！

ハード(道路、学校、庁舎など)事業の財源構成

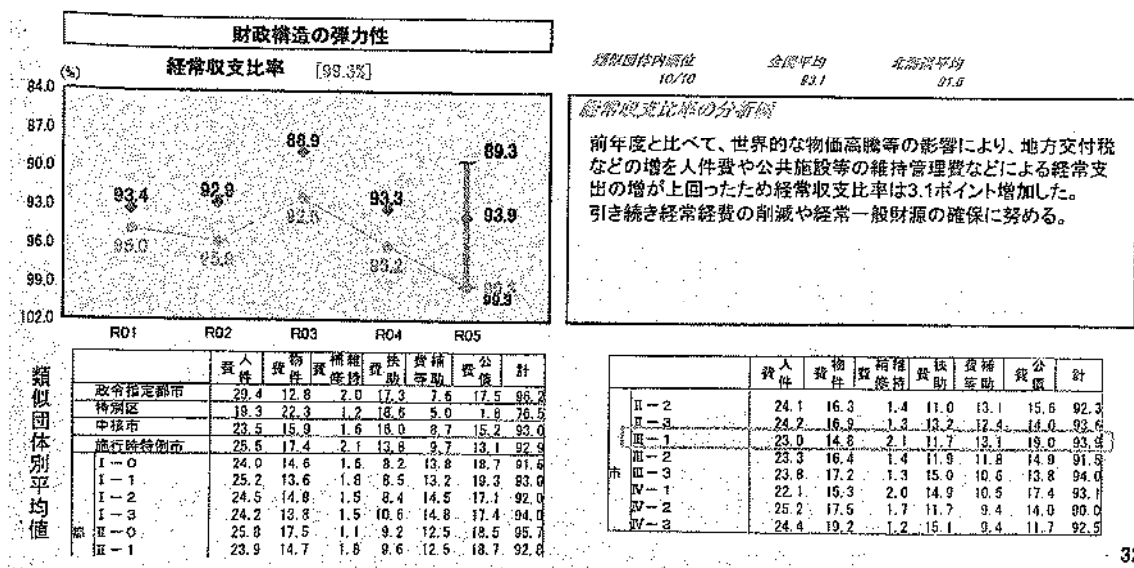


黒字、赤字って何？



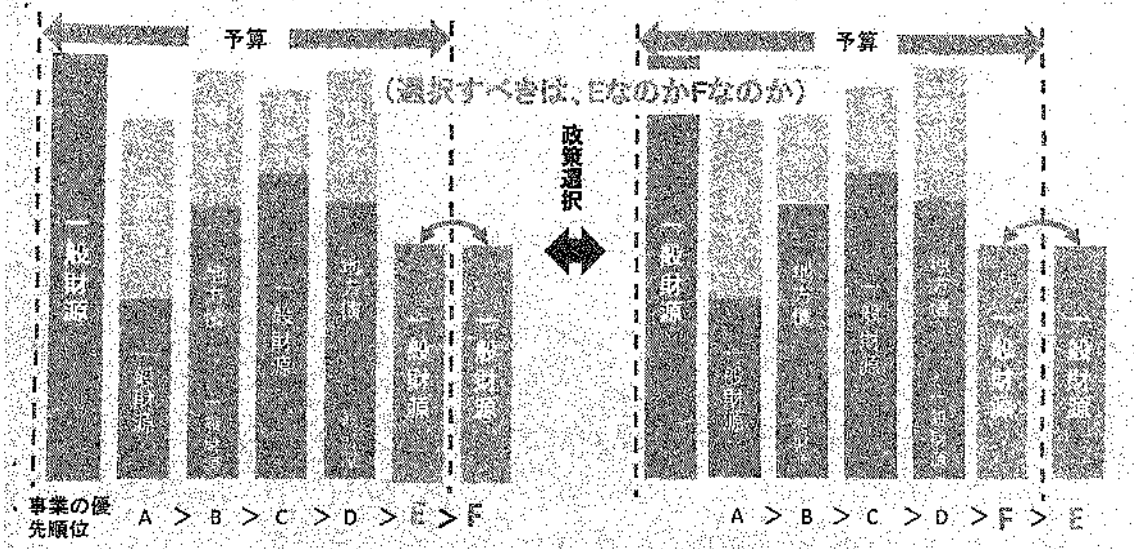
自由に使える財源収入の主なものは、法により定められたものなので、毎年決まって入ってくるが、限りがある。また、年度によって大きく変動はしない。一方で、毎年度決まって支出しなければならない経費（人件費、公債費、扶助費など）は自治体によって変わり、これが大きいとその自治体の収支がひっ迫する。

例えば：：



32

政策の優先順位が低い



【まとめ】

地方議員活動のフィールドは様々なルールで成り立っています。

地方自治制度、地方議会制度、地方財政制度、地方公営企業制度等そのフィールド上で、課題を解決していくのが議員の役割であり、自分のテーマをしっかりと立て現場を見て知り、市民の声を聴き、既存制度の課題（ギャップ＝問題）をあるべき姿にどう近づけるのか（何が足りないか）どう変えるか考えなければなりません。

今回の新人議員研修で学んだことは、行政とは何か、予算のスケジュールから政策決定の仕組み等々ですが、一足飛びに理解するのは容易ではありません。

それ故に、一年目は様々な審議会や勉強会に参加し地域活動を通して知る・聴くことに専念する学びの章でもあったと感じました。